

出展申込規程

1. 総則

(ア) (公財)北九州観光コンベンション協会(以下「事務局」という。)が主催する課題解決EXPO(以下「本展示会」という。)へのご出展にあたっては、課題解決EXPO出展申込規程(以下「本規程」という。)への同意が必要です。

(イ) 本展示会は以下の①ないし③の各展示会により構成され、本展示会への出展申込は、構成する各展示会への出展申込により行うものとします。構成する各展示会への出展申込をもって、本規程に同意したものとみなします。

- ①西日本製造技術イノベーション
- ②エコテクノ
- ③中小企業テクノフェア in九州

(ウ) 事務局は、やむを得ない事情のあるときは出展申込者の了承を得ることなく、本規程の一部を修正・変更することがあります。その場合、公式Webサイト上の表示、その他事務局が適当と判断する方法により出展申込者に対し随時修正・変更した事項を通知します。修正・変更後の本規程について、事務局が別途定める場合を除いて、公式Webサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

(エ) 本規程への同意は、本展示会への申込にあたって事務局と出展申込者の包括的な合意を意味することとし、本規程の一部のみの合意、又は一部の拒否は認めません。

2. 出展申込の承諾、契約の締結

(ア) 出展位置を角小間や大通り沿い等の特定の位置に限定・指定することや、一定の成果や効果を確約することを条件とした出展申込はできません。

(イ) 事務局は、出展申込が以下のいずれかに該当すると判断したときは、出展申込を承諾しない場合があります。

- ①出展申込者が實在しない、又は実質的な活動を休止しているとき
- ②過去に本展示会の規程違反等で申込解除・契約解除の措置を受けたことがあるとき
- ③出展申込の際に重大な虚偽の記載があったとき
- ④出展申込者あるいはその関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力との関わりを認められたとき
- ⑤その他本展示会及び事務局の信用を著しく損なう行為のあったとき、又は損なうおそれのあるとき

(ウ) 事務局は、出展申込を承諾した出展申込者に対し受付連絡を行います。出展申込の受付連絡時点をもって、出展申込者と事務局間での本規程を内容とする本展示会への出展に関する契約(以下「本件出展契約」という。)が締結されることとします。

(エ) 出展申込の承諾後、事務局が送付する出展料請求書に基づいて日本円で出展料をお支払いください。なお、出展料の支払いにかかる手数料等は全て出展申込者のご負担ください。

3. 出展申込内容の変更、取り消し

(ア) 既に申し込まれた出展申込内容に対する内容変更又は取り消しは、全て文書にてその理由を明記し、事務局の承諾を得てください。

(イ) 本件出展契約締結後にそれを取り消す場合は、連絡時期に応じて以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

- ①本件出展契約締結日から会期初日の31日前の日まで 出展料の50%
- ②会期初日の30日前の日から会期初日まで 出展料の100%

(ウ) 搬入最終日の16時までに事務局への連絡なく小間の使用を開始しない場合は、本展示会への出展申込を取り消したものとみなします。

4. 解除権

事務局は、出展申込者が以下のいずれかに該当する場合、何ら催告なしに本件出展契約を解除できるものとします。

- ①出展申込書に重大な虚偽の記載が認められたとき
- ②出展申込者が本規程に基づく条項に違反したとき
- ③出展申込者が事務局の利益及び信用を著しく害したとき
- ④出展申込者あるいはその関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力との関わりを認められたとき
- ⑤出展物が、特許・著作権等知的所有権保護のため、係争中の製品(パンフレット等も含む)と判明した場合
- ⑥事務局及び他社製品を誹謗中傷するような表示・言動のあった場合、及びこれに類する行為と判断される場合

※上記の場合、3. 出展申込内容の変更、取り消し(イ)に規定するキャンセル料を請求します。また、上記各事項に該当した場合、キャンセル料の請求とは別に損害賠償請求を行う場合があります。

5. 運用

(ア) 出展申込者は、出展までの準備にあたり別紙「課題解決EXPO 出展諸規程(ご出展の手引書)」を遵守してください。

(イ) 2022年4月中旬～下旬頃に配布する「課題解決EXPO 出展諸規程(ご出展の手引書)」及び出展申込者説明会にて、出展に関する細則をお知らせしますので遵守してください。

(ウ) 出展申込者の出展小間の割り当ては、出展内容、申込小間数、会場全般の構成等を配慮して事務局が行い、2022年4月下旬頃に公式Webサイト上で通知し、かつ出展申込者説明会において通知します。

(エ) 出展に必要な環境、出展にかかるコンテンツの制作、その他出展申込者の行為に属する費用や権利処理は出展申込者の負担において準備するものとします。

6. 禁止事項

事務局は、出展申込者の以下の行為を禁止します。

- ①出展権利の一部又は全部を、事務局の承諾なしに第三者へ譲渡、貸与、転貸、担保に供すること。また、出展申込者間で交換すること
- ②割り当てられた小間の全部又は一部を、事務局の承諾なしに第三者へ譲渡、貸与、転貸、担保に供すること。また、出展申込者間で交換すること
- ③事務局及び他の出展申込者又は第三者の財産、プライバシー、著作権、商標権、その他の知的所有権、企業秘密並びにその他の権利を侵害する行為
- ④犯罪若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又は公序良俗に反する行為
- ⑤選挙の事前活動、選挙運動又はこれらに類する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- ⑥本展示会を利用して反社会的勢力に直接・間接的に利益を提供する行為

7. 本展示会の開催中止・短縮・延期等について

(ア) 事務局は、事務局の責任に帰しえない不可抗力により展示会開催が困難となった場合、展示会開催前又は開催期間中であっても、開催中止、開催期間の短縮・延期、会場の移転を行うことがあります。

(イ) 事務局は、(ア)により本展示会の開催前に全日程を開催中止したとき、出展料の一部又は全部を返金します。なお、それによって出展申込者が要した費用・損害等については補償しません。

(ウ) 事務局は、(ア)により本展示会の開催期間中に開催期間を短縮したとき、出展料を返金しません。なお、それによって出展申込者が要した費用・損害等については補償しません。

8. 免責

(ア) 7. 本展示会の開催中止・短縮・延期等について(ア)に基づく開催中止及び開催期間の短縮・延期によって生じた出展申込者の損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(イ) 出展申込の不承諾及び本件出展契約の解除により発生する出展申込者の損害、負担等について事務局は一切の責任を負いません。

(ウ) 1. 総則(ウ)に基づいて本規程の一部を変更した場合、この変更によって生じた損害は補償しません。

9. 個人情報の保護

(ア) 事務局は、本展示会及びその同時開催展の運営において取り扱う個人情報について、責任をもって管理・運営します。

(イ) 出展申込者は、本展示会を通じて取得した個人情報については、以下の項目を厳守し、細心の取り扱いをお願いします。

- ①個人情報取得の際には、その目的と用途を明確にするようにしてください。
- ②本展示会において取得した個人情報を正当な理由なく第三者へ提供することを禁止します。
- ③その他個人情報保護法を遵守した適切な取り扱いを行い、個人情報の流出阻止に努めてください。

10. その他

(ア) 本規程の準拠法は日本国法とします。また、本展示会に関しての一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(イ) 本規程に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、両当事者で協議して決定します。

(西日本DX推進フェア2022もこの規程を準用いたします。)